

地方自治法第199条第12項の規定により平成28年度定期監査の結果に対する措置状況について次のとおり公表する。

多久市監査委員 柴田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 の 対 象	防災安全課	
指摘を受けた監査結果	平成28年10月31日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指導注意事項 ・公印の管理について 消防団長印が備品登録されていなかった。 速やかに登録をされたい。		備品登録を平成28年10月31日に行った。

監 査 の 対 象	選挙管理委員会事務局	
指摘を受けた監査結果	平成２８年１０月３１日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指導注意事項 ＊備品の管理について 他課へ貸出しをされている備品があるが、備品ラベルが添付されていないものがあった。ラベルの貼付及び移管できるものは移管の手続きをとられるとともに、貸出備品について適正な管理をされたい。		貸出備品について、移管手続きを行なった。今後も適正な管理に努めたい。

監 査 の 対 象	都市計画課	
指摘を受けた監査結果	平成２８年１２月２７日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指導注意事項 ・備品の管理 焼却炉など、現存しない備品が登録されたままになっているものがみられた。備品台帳と現物の確認をされたい。 ・指定管理業務 中央公園等、指定管理での管理をされているが、業務報告及び実績報告書について内容の確認に不明な点があった。指定管理業務について、適正な管理が行われているかなどの確認及び指導は、施設の所管課の業務である。適正な業務実施にあたられたい。		備品台帳と現物の確認を行い、一部備品台帳に残ったままの備品について、台帳削除を行いました。 実績報告書の報告内容については、不明な箇所の修正を行い、現地施設の管理状況と報告内容が一致するように、再度の内容確認を行うと共に、指定管理者への指導も行った。

監 査 の 対 象	総合政策課	
指摘を受けた監査の結果	平成２８年１０月３１日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指摘事項 ・市有物件の建物総合損害保険の手続きについて 旧西部小学校解体に伴い除却した建物についての解約手続きは行われていたが、新規に建設された（屋外トイレ・相撲場）についての加入手続きがされていなかった。 事業者より引き渡しが行われた時点で多久市の所有となる。火災・災害等による損害はいつ起こるかわからないので速やかな加入手続きをとられたい。		建物総合損害保険の加入手続きを行いました。（平成２８年１１月１日から適用）
○指導注意事項 ・ふるさと振興助成金交付事務について ふるさと振興助成金交付要綱の助成金額の増額の改正が行われているが、助成金の増額について決定されたふるさと振興基金運用委員会の協議記録が作成されていなかった。この助成金は、地域づくりや地域の活性化を図ることを目的とした諸活動に対する助成金であり、助成額については公平で、疑義あるものであってはならない。協議決定経過の記録は、保存すべきものである。 また、助成金の申請から交付決定まで、および実績報告から確定までに１ヶ月以上の期間を要しているものがあつた。速やかな事務処理をされたい。		ふるさと振興基金運用委員会の協議記録については、協議決定経過の議事録を作成し、関係簿冊に保存しました。 また、助成金の申請から交付決定まで、および実績報告から確定までの事務処理について、本年度は速やかな事務処理に努めています。

監 査 の 対 象	多久市立病院	
指摘を受けた監査の結果	平成２８年１２月２７日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指導注意事項 ・事務決裁について 事務決裁の専決については、多久市国民健康保険病院事業設置等に関する条例施行規則に基づき行われたい。 ・備品の管理 本庁から移管された備品が、登録されていなかったなので、速やかに登録され、適切な管理をされたい。		事務決裁の専決事項については、多久市国民健康保険病院事業設置等に関する条例施行規則に基づき行います。 平成２８年１２月２７日に登録済です。

監 査 の 対 象	農林課	
指摘を受けた監査結果	平成２８年１２月２７日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指導注意事項 ・債権の管理について 肉用繁殖雌牛特別導入事業の未償還債権について個別に管理台帳を作成し、適正な管理をされたい。		・未償還債権の管理台帳を作成した。 ・債権管理については、案件ごとに管理を行っている。

監 査 の 対 象	税務課	
指摘を受けた監査結果	平成２８年１１月３０日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指導注意事項 ・減免決定について 減免申請をもとに、減免決定をされているが、起案されていないものがあった。市税の減免決定は、課長の専決事項である（多久市事務決裁規程）。 減免決定について、減免事由及び根拠が明確でないものがあったので、根拠となる条例、規則について該当の号数まで記載されるとともに、減免理由毎の一覧を添付するなど内容を明確にされ決裁を受けられたい。 減免解除による税額変更通知において、更正後の年税額に変更はなかったものの、更正のための数値が間違っ入力されていた。課税事務は、十分なチェックのもと行われたい。		減免決定は、今後、起案を徹底し多久市事務決裁規程に従い処理します。 減免決定は、減免事由及び根拠を明確にし、決裁を受ける時は根拠条例、規則の該当する号数まで記載し、減免理由毎の一覧を作成し添付します。 数値を間違わないように二重チェックを徹底します。

監 査 の 対 象	学校教育課	
指摘を受けた監査結果	平成２９年３月７日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指導注意事項 ・公印の管理について 課長公印が備品登録されていないので速やかに登録されたい。		平成２９年３月８日登録しました

監 査 の 対 象	財政課	
指摘を受けた監査結果	平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指導注意事項 ・土地売買契約事務について 土地開発基金財産の引渡に伴う土地売買契約（H28.6.21）がされ、引き渡し及び支払い期日が 6 月 21 日とされているが、支払は 6 月 24 日にされており、契約書に記載されている期日での支払いが履行されていなかった。契約条項に沿った処理をされたい。 ・文書の管理について 売買契約書関係綴で、売買契約後の事務処理が明確になっていないものや、文書一覧が作成されていないものなどがあった。売買契約書等については永久文書として保管すべき重要文書である。文書規程に基づき適正な管理をされたい。 ・公印の管理について 課長公印が備品登録されていなかった。公印規程に基づく公印については備品登録をされたい。		・土地売買契約事務について 土地開発基金財産の引渡に伴う土地売買契約書第 3 条の引き渡し日については、一般会計からの現金支払いが確実である出納日とします。 ・文書の管理について 文書一覧を作成し、冊子に綴りました。 登記完了証は、登記事務の書類であるので、登記済書綴に綴っています。 売買契約の支払いには、登記の完了が必須条件ではありますが、契約書綴に写しを綴る必要はないと考えます。 ・公印の管理について 10 月 11 日に財政課長公印の備品登録を行っています。

監 査 の 対 象	建設課	
指摘を受けた監査結果	平成２８年１２月２７日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指摘事項 ・市営住宅入居敷金の管理 歳入歳出外現金として保管されている市営住宅入居敷金と現在入居者敷金との突合がされていないので確認し、適正な管理をされたい。		○事務処理 ・市営住宅入居敷金の歳入歳出外現金の内容について過去の敷金台帳（紙ベース）と突合の結果平成１７年度の電算化に伴う歳入歳出外現金のデータに敷金から市営住宅の修繕に当てられるべき５２８、５４０円がそのまま処理されず敷金として残っていた。 今回、歳計外よりその額を一般会計に戻し入れました。
○指導注意事項 ・占用料徴収について 市道、里道、河川・公有水面の占用料の徴収について、運用による事務処理がされている事例があるので、事務処理方法について見直しをされたい。		○事務処理 ・各占用料につきまして、一部運用により賦課徴収しておりましたが、今後は、運用ではなく条例若しくは、規則を適用できるよう条例及び規則を見直します。

監 査 の 対 象	市民生活課	
指摘を受けた監査結果	平成 2 9 年 3 月 1 7 日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指摘事項 ・行政財産使用許可について 天山カントリー倶楽部北コースの水道使用料金の請求において、水道料金が改定されていたにもかかわらず、従前の料金で積算し、請求されていた。速やかに返還手続きを取られたい。また、請求事務は、積算根拠を確認し事務処理されたい。 ・契約事務について 清掃センター業務の委託契約をされているが、契約書に添付されるべき仕様書が添付されずに契約書が取り交わされていた。速やかに対応されたい。		・平成 28 年度分は歳入の戻入、平成 27 年度分及び平成 26 年度分は流用し、歳出にて先方へ返還する処理を行うことで財政課と協議済。現在事務処理着手済。 ・財政課及び委託先と別途「覚書」を作成することで協議済。 現在処理手続中。
○指導注意事項 ・公印の管理について 教育委員会より貸出されていた教育長職務代理者印が、使用しないにもかかわらず保管されたままとなっていたので、所管課（教育総務課）へ返却し、管理替えの手続きを取られたい。		・公印はすでに返却し、移管手続きを行いました。

監 査 の 対 象	水道課	
指摘を受けた監査結果	平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日 監査結果報告書	
監査の結果		措置状況
○指導注意事項 ・水道用地使用料について 九電・NTT への水道用地貸付使用料について、貸付事務は財政課管財係で行われ、一般会計の収入とされている。公営企業は独立した事業であり、水道用地使用料については、公営企業会計の収入とすべきである。事務の効率化、サービスの観点から一括事務を行われていると思われるが、使用料については、管財係に確認し、企業会計として一般会計へ請求されたい。 ・内規の改正について 平成 28 年 4 月より検針業務が隔月検針に見直されたことによる「地下漏水等による水道料金減免に関する事務処理に係る内規」が 8 月 1 日で改正され、4 月 1 日に遡及して適用することとなっている。関係する内規等の改正は、事務処理の見直しと同時に行われたい。		・水道用地使用料について 一般会計の担当部署である財政課管財係と協議し、事務手続きについては一括事務を継続し、使用料については適正な会計より請求するように、平成 29 年度当初より予算化し水道課にて請求を行うよう手続きを変更いたしました。 一般会計 → 水道事業会計 【雑収益】 九州電力（電柱分）：17 か所 使用料：¥17,135 ・内規の改正について 今後、事務処理等の見直しと同時に関係のある内規等について改正を行うよう努めます。